

山梨県公報

第五百四十四号

令和七年

三月六日

木 曜 日

目 次

告 示

○私立学校振興助成法施行規則に基づく知事が定める書類の指定	一〇三
○私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定	一〇三
○土地改良区の定款の一部変更の認可	一〇三
○道路の供用開始	一〇三
○山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の知事が定める者及び書類の指定	一〇四
公 告	
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更	一〇四
○公共測量の終了(三件)	一〇四
○都市計画の変更図書の縦覧	一〇五
○開発行為に関する工事の完了について	一〇五
教育委員会	
○一般競争入札について	一〇五
人事委員会	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一〇七

告 示

山梨県告示第四十四号

私立学校振興助成法施行規則(令和六年文部科学省令第二十九号)第二条第四号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同条第四号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和七年度に係る書類の提出から適用する。

令和七年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第五条の定めるところにより作成さ

れているかどうかに関する公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査報告とする。

山梨県告示第四十五号

私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十四条第二項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第八十二条第三項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第百四十三条に規定する大臣所轄学校法人等を除く。)が私立学校振興助成法第十四条第四項の規定により知事に提出する令和七年度以降の各年度の計算書類(私立学校法第百三条第二項に規定する計算書類をいう。)及びその附属明細書に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告に係る監査事項を次のとおり指定し、令和七年度の監査報告から適用する。私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定(平成二十九年山梨県告示第九十二号)は、令和六年度の監査報告書を限りとして廃止する。

令和七年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)の定めるところに従って会計処理が行われ、計算書類(活動区分資金収支計算書を除く。)及びその附属明細書(収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書)が作成されているかどうか。

山梨県告示第四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、令和七年二月二十一日村山六ヶ村堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和七年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和七年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	甲斐市篠原字山宮司二一七 五番一地先から 甲斐市篠原字発起新居一九 五六番三地先まで	二二八・六	令和七年三 月十三日

山梨県告示第四十八号

山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（令和五年山梨県条例第十二号）別表第二の知事が指定する者及び知事が指定する書類を次のとおり指定したので告示する。

令和七年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 知事が指定する者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者とする。
- (一) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）のみの用途に供する建築物又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第一条第一項第一号に規定する複合建築物（以下「複合建築物」という。）の非住宅部分のみについて二(一)に掲げる書類を作成する場合 法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- (二) 法第十一条第一項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）のみの用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分のみについて二(一)に掲げる書類を作成する場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
- (三) 複合建築物について二(一)に掲げる書類を作成する場合（非住宅部分のみ又は住宅部分のみについて当該書類を作成する場合を除く。） (一)及び(二)に掲げる者のいずれにも該当する者

二 知事が指定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (一) 一に掲げる者が作成した、法第三十四条第一項の規定に基づく申請に係る法第三十五条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画が同項第一号に掲

げる基準に適合することを証する書類

- (二) 住宅品質確保法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）に基づく断熱等性能等級五及び一次エネルギー消費量等級六（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については等級四又は等級五、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年経済産業省・国土交通省令第一号）の施行の際現に存する建築物（法の施行の際現に存するものを除く。）の住宅部分については等級五）に適合している場合に限る。）の写し

公 告

- 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
- 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業「担い手支援型」菱山地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。
- 令和七年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年四月四日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年四月二十一日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年九月八日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県峡東農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（1級GNSS（スタティック法））地図情報レベル500

3級基準点網図

- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和六年九月十七日から令和七年二月二十日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県峡東農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点網図） 地図情報レベル500
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和六年十月十八日から令和七年一月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県峡東農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点網図） 地図情報レベル250
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和六年十月三十一日から令和七年一月三十一日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により身延町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和七年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 身延都市計画道路

- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 都留市井倉字沢戸八百三十三番一から二、八百三十四番四及び八百五十七番六の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 愛知県名古屋市瑞穂区須田町二番五十六号 日本碍子株式会社 代表取締役 小林 茂

教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第百六十七条の六第一項の規定により公告します。

令和七年三月六日

山梨県総合教育センター

所 長 天 野 信 一

- 一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする役務の名称及び数量

- (一) 名称 渋川河川工事に伴う教育情報ネットワーク用光ファイバーケーブル移設

- (二) 数量 一式

- 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

- 3 履行期間 契約締結日から令和七年九月十九日まで

- 4 履行場所 山梨県総合教育センター所長が指定する場所

- 二 事務を担当する所属 山梨県総合教育センター

- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百六十六号）第百六十七条の四第一項各号

のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

(五) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第六十七号）に掲げる契約の種類のうち、「通信設備保守・点検」に係る競争入札の参加資格を有している者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和七年三月十四日（金）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇六一〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地 山梨県総合教育センター情報教育棟三階ICT教育支援センター

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和七年三月十九日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和七年三月十九日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、

事前に六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年三月二十八日（金）午前十時

(二) 場所 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地 山梨県総合教育センター情報教育棟一階情報研修室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 四3に掲げる場所宛てに令和七年三月二十七日（木）午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。（以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第二百二十条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。 (二) 詳細は入札説明書による。 (三) 問合せ先 山梨県総合教育センター ICT教育支援センター（電話〇五五―二六二―五五七一（代）） ※ Summary 1 Nature and amount of services required: Relocation of optical fiber cables for educational information networks associated with Shibukawa River construction 2 Date and time for tender: 10:00AM March 28, 2025 3 Bureau in charge: Education Bureau General Affairs Division, Yamanashi Prefectural Education Center, 1456 Narita Misaka fuetukishi Yamanashi 406-0801 Japan TEL 055-262-5571	臨時的任用の期間は、六月を超えない期間で更新することができる。この場合においては、法第二十二條の三第一項後段の規定による人事委員会の承認があつたものとみなす。 第二十九條第二項を削り、同條第三項中「の更新」を削り、同項を同條第二項とする。 第三十條第一号中「第二十八條第二項」を「第二十八條の規定により臨時的任用を行つた場合」に改め、同條第二号中「前條第二項」を「前條第一項の規定により臨時的任用の期間の更新を行つた場合」に改める。 附 則 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
人事委員会	
山梨県人事委員会規則第二号 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和七年三月六日 山梨県人事委員会 委 員 長 中 島 琢 雄 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。 第二十八條第一項に後段として次のように加える。 この場合においては、法第二十二條の三第一項前段に規定する人事委員会の承認があつたものとみなす。 第二十八條第一項第一号中「当該職」を「災害その他重大な事故のため、当該職」に改め、同條第一項第三号を次のように改める。 三 名簿に記載されている採用候補者で当該職を志望すると認められる者の数が採用すべき者の数より少ない場合又は当該名簿がない場合 第二十八條第二項を削る。 第二十九條第一項を次のように改める。	

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番